

高橋委員

試験研究機関の再編について伺いたいんですが、今回の試験研究機関の再編につきまして、1年度見送るという報告を伺いまして、今後、地域県政総合センター等の再編がこの試験研究機関等の再編に影響を及ぼしていくのではないかなと思いますけれども、この点について再度確認させていただきます。

県庁改革課長

今回、1年間、試験研究機関の再編も含めて先に送らせていただきますという御報告をさせていただきましたが、ただいま委員御紹介のとおり、今年の2月の段階で、県政総合センターの再編を中心に方向性を御報告させていただきましたけれども、それにつきまして、センターあるいは試験研究機関、またはその周辺の出先機関、そうしたところを総合的に調整をさせていただいて、地域にあって様々な課題を解決するための調整機能、それから市町村支援機能を充実させるために、そのところを総合的に調整させていただきたいということで、1年遅らせていただいたという次第でございます。

高橋委員

地域県政総合センター等の再編が試験研究機関の再編にリンクしていくということなんですけれども、やはり厳しい財政状況を考えますと、県民に再編を先送りしたということ、やはり真に理解していただくためには、もう少し分かりやすい説明があってもいいのかなと思うんですけれども、例えば、先送りするからには、この試験研究機関の取組ですが、特に新たな研究目的等も課していくのかどうか、その辺の考え方はどうでしょうか。

県庁改革課長

試験研究機関につきましては、平成20年度にその試験研究機関の個々の試験研究機関ごとの在り方といいますか、県民ニーズにどうやって対応していく体制をとるべきか、どういう役割を担っていくべきかというようなことを、外部の方々を入れた委員会で検討していただきまして、その機関評価というような形で取りまとめております。それに私どもの方で財政状況等を加味しまして、昨年度の後半の段階で、試験研究機関の在り方というような形のもの整理させていただきました。そこに記載させていただきましたような機動性を持たせて、県民ニーズに的確に対応できるような、そうした機関をつくっていきいたいというような形で考えているところでございます。

高橋委員

その県民ニーズに機動的に対応していくということなんですけれども、その先送りして、今言われた再編のねらいに必ず結び付いていくということが問われていくわけなんですけれども、その担保を、どういうふうに理解したらいいんですか。

県庁改革課長

再編のねらい等についてのその担保というところでございますけれども、現時点で何かしらの形で担保があるかといいますと、その部分について今お示しできるような形ではございませんけれども、今、研究している中において、その試験研究機関においても、先ほど申し上げたような機関評価、その内容について、センターと今そのすみ分けも含めて、センターの中で担っている役割、それから周辺の試験研究機関で担っている役割、その中に重複等がないかどうか、そういった部分も含めて検討させていただいて、来年のこの時期には、その部分も含めた形での考え方というものをお示しさせていただきたいというふうに考えております。

高橋委員

各県政総合センターとの重複業務を見直すという視点は分かるんですけども、それだけで再編のねらいとするのは、ちょっと物足りないのではないかなと。先ほど来申し上げました真に県民ニーズに対応していくということを考えると、もう少しこの試験研究機関の持っている特性というか、こういうことで生かし切っていく方策も考えていくべきではないかなと思うんですけども、例えば、この試験研究機関がこれまで有しているハード、ソフトの財産権の活用については、将来的には、再編時に、どういうビジョンを持っているのかということについては、どういうことが考えられるんですか。

県庁改革課長

試験研究機関のそれぞれの中でも幾つか役割として担うべき役割が似ているような部分等については、そこで集約化を図るなどして、スケールメリットを出すというような中で、今、委員がお尋ねのハード、高額なリース代を払って用意しているような機材、計測機械でありますとか、そういうようなもの等もありますので、そういったところについて共有といいますか、スケールメリットを出す中で、無駄のない機動的な形というものをつくっていききたいなど。また、人材についても、そういうところに集約を図っていく中で、機動的な役割と、今までにはなかったような、より大きな役割といいますか、そういったものが担っていければいいかなというように考えています。

高橋委員

ハード面のそういう検査機器のそういうリース代の重複とか、そういうことを避けるというのは、それは理解できるんですけども、例えばソフト面でこれまで有してきた知的財産権だとか、そういうものの散逸が心配なんですけれども、そういうマイナス面での影響というのは、ちゃんとカバーできるのかどうかということです。ですから、プラス面ではそういうハード部分で重複がなくなるというのは、それは一定の評価はしますけれども、マイナス面で今申し上げたようなことは一切懸念がないのかどうか、そういうトータルのことについては、どこがどう評価して考え合わせていくんですか。

総合政策課長

今のお話は、特許であるとか、そういう知的財産のお話だと思うんですけども、それについては、例えば、県と企業とが共同で提案して、それが登録されていれば、共有で持っているような形ということで、たとえ機関がくっつこうが何しようが、その権利は消えないわけでございます。ですから、それよりも、統合されてそれを更にうまく活用していく、そういうことの方が重要でないかと我々は考えているところでございます。

高橋委員

ですから、それを冒頭申し上げているので、最終的に、その既存の試験研究機関が有している財産権をプラスに働かせていく上でも、そういう今回の再編の目的に、そういうことが、課長がおっしゃったようなことが大きく膨らんでいくという再編整備のねらいがもう少し前面に出てくることの方が、県民の理解が得られるのではないのでしょうかという思いなんですけれども、それについての御見解をお願いします。

総合政策課長

特許と申しましても、それぞれ部分的な部分もございまして、それぞれの試験研究機関がばらばら持っている場合もあります。それについては、同時にその二つの研究がくっついたり融合したりとか、そういうことでかなりの力を発揮する場合がございます。それから各中小企業のためにも、そういう技術を統合して提供していく、実用化に向けていく、そういう形での効果が随分期待できるものというふうに考えております。

高橋委員

分かりました。かなりこの試験研究機関が有している財産権については、産業技術センター等をはじめ、これまでの連携業務の中で構築されてきたものもあるやに承っておりますので、そういった知的財産権をはじめ、そういった本県特有の財産が散逸しないように、更に拡充していくような施策が展開されますように期待をしておきたいと思っております。